

## 第174回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成28年5月25日（水）午前10時～午前11時

2 場 所 ルポールみずほ 3階 芙蓉の間

### 3 議事案件等

- (1) 議案第1号 能代都市計画道路の変更について（3・5・209号荷上場線）
- (2) 議案第2号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）
- (3) 議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）

### 4 出欠の状況

- (1) 出席委員（12人）  
山口邦雄、三浦征善、大塚満彦、高久臣平、東北地方整備局長代理 渡邊政義、東北運輸局長代理 木村和博、東北農政局長代理 浅沼慶二、秋田県警察本部長代理 小川浩司、北林康司、佐藤雄孝、沼谷純、高橋猛
- (2) 欠席委員（6人）  
高瀬俊作、村田勝敬、木元慎一、平野内マリ子、森園浩一、門脇光浩

### 5 議事の概要等

#### (1) 資料確認、あいさつ

#### ○山本幹事

定刻となりましたので、ただいまから第174回秋田県都市計画審議会を開催します。はじめに資料の確認をさせていただきます。議案書はあらかじめお送りしておりますが、本日は「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿」、こちらも両面の「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、それから議案第3号の追加資料として、A3の一枚もののペーパーをお配りしています。以上につきまして、不足がございましたらお知らせいただければと思います。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部長の前佛よりご挨拶申し上げます。

#### ○前佛幹事

皆さまお疲れさまでございます。秋田県建設部長の前佛と申します。本日はお忙しい中、また足元の悪い中、秋田県都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆さまには日頃より県が進めております各事業などについてもご理解とご協力を賜っていることに対しまして、感謝申し上げます。本日はそれぞれご専門の立場から、いろいろなご意見をいただければ思っておりますので、どうぞよろしくお願いしま

す。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

#### ○山本幹事

それでは、審議に入りたいと思いますが、以後の進行は、議長であります山口会長に申し上げます。

### (2) 開会、議案署名人指名

#### ○山口会長

皆さんこんにちは。それでは、ただ今から第174回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることをご報告します。

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員の2人を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、大塚委員と高久委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### ○大塚委員

はい。

#### ○高久委員

はい。

#### ○山口会長

はい、申し上げます。

### (3) 議案第1号 能代都市計画道路の変更について

#### ○山口会長

それでは続きまして、議案の審議に入ります。

なお、本日は、議案第2号及び議案第3号の審議にあたり必要と認められることから、秋田県都市計画審議会運営規程第7条の規定により、特定行政庁である秋田県及び秋田市から担当職員に出席していただいております。

それでは「議案第1号 能代都市計画道路の変更について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○近藤幹事

都市計画課近藤と申します。議案第1号から説明させていただきます。パソコンを使用する説明となりますので、前方のスクリーンをご覧ください。

議案第1号、能代都市計画における都市計画道路の変更(案)についてご説明します。

はじめに、能代都市計画区域の概要です。能代都市計画区域は、平成24年8月に能代都市計画区域と二ツ井都市計画区域を統合し、飛び地となっておりますが、一つの都市計画区域として指定しています。今回の都市計画変更の対象路線は、二ツ井地域です。

次に、二ツ井地域の道路網の状況です。主要幹線道路として、国道7号が東西に走っています。都市幹線道路としては、二ツ井駅を中心に、格子状に都市計画道路10路線が決定されています。

今回変更する路線は、二ツ井駅から北側、藤里町方面に向かっている街路番号3・5・209号の荷上場線です。起点が二ツ井荷上場字町館で、ちょうど都市計画区域の境とな

っています。その後南下して、JR奥羽本線、あとは国道7号のアンダーをってから二ツ井駅方面、太田面上野線に接続する約2,130mの路線です。幅員は12mです。

次に、荷上場線の都市計画決定の経緯についてご説明します。当初決定は、昭和38年に「中央線」として決定されています。都市計画道路の切石線と本町通線の間を通る路線として決定されています。その後、平成19年に「荷上場線」と名称を変更し、将来交通量の推計によって、交通需要の減少が見込まれるということから現在の位置に変更しています。その後、平成24年には、先ほどお話しした区域の統合によって、街路番号を変更しているという経緯になっています。

それでは、今回の変更案の概要についてご説明します。議案書1-3ページの図になります。今回の変更は、これまでの起点の位置を用途地域の縁端部に変更し、都市計画道路として位置付ける区間を短くしようとするものです。変更区間としては、この楕円型の1,090mの区間を都市計画道路としての位置付けから外そうとするものです。その理由としては、この後詳しくご説明しますが、この荷上場線の一部区間となっている県道西目屋二ツ井線で荷上場バイパスが計画され、そのルートが現在都市計画決定しているルートとは異なるルートとなったことと、昭和38年に想定した市街地の広がりですが、現状ではなかなか住宅の開発が見込まれていないことから、今回起点部を用途地域の区域の境に変更するものです。

この図が議案書1-4ページです。位置関係を90度左に回転させた図面となっており、左側が北側になって藤里町方面、右側が二ツ井市街地となります。荷上場館ノ下地区のミニバイパス区間と町館地区の現道区間を併せて、1,090mを廃止することによって、現在都市計画道路の予定地として建築物等の制限がかかっていますが、その制限を解除することになります。

道路幅員は現在12mで、車道が3mずつ6m、路肩が0.5m、両側に歩道があって2.5m、の合わせて12mで、変更はありません。

続いて、県道西目屋二ツ井線の荷上場バイパスの整備事業についてご説明します。西目屋二ツ井線は、青森県西目屋村と旧二ツ井町を結ぶ路線です。この路線は、藤里町の住民にとっては非常に重要な道路として利用されています。しかしながら、冬期間は、他の県道等が通行止めとなるということで、藤里町の住民にとっては、国道7号に接続する唯一の交通アクセス道路となっています。

これが、館ノ下地区を中心とした航空写真です。館ノ下地区から藤里町へ向かう区間は、山地が急峻で、かつ藤琴川に囲まれた区間となっており、こちらが館ノ下地区から現況を見た写真です。このように左側が急斜面、右側が藤琴川に隣接した道路区間となっている状況です。

これが二ツ井方面を見渡した写真です。右側が斜面となっており、雪解けの時期、あるいは梅雨の時期に法面の土砂が崩落し、藤里町民が孤立してしまうということが頻繁に起きているということで、今回、県の山本地域振興局建設部では、現在の都市計画のルートを含めたバイパス計画を検討し、藤里町民の孤立を防ぎ、円滑で安全な交通が図られる最良のルートということで決定して、昨年度から調査・設計を進めています。このたび、当該バイパス計画が、藤里町の町民、二ツ井地区の住民の方々の了承が得られたということで、確実に事業が進められる見込みが立ったことから、今回の変更に至ったものです。

次に、現在の土地利用状況についてご説明します。航空写真で見ると、廃止区間である町館地区と館ノ下地区を結ぶ沿線の土地利用は、主に農地となっています。都市的な土地利用の広がりには現在見られていません。JR奥羽本線が用途地域の境界となりますが、用途地域内を①、用途地域外を②として、次の状況を説明したいと思います。

こちらが用途地域内、①の方向です。二ツ井駅方面を写した写真ですけれども、道路沿線両側に家屋が張り付いており、市街地状況が見てとれます。幅員構成は計画とは異なるものの、12mが確保されています。

こちらが用途地域外、藤里町方面を写した写真で、用途地域外の状況です。このように、木工工場がありますが、その前後は農地となっており、近年の開発行為もなく、今後の宅地化もなかなか見込まれない地域だと思われれます。

道路幅員は、車道が片側3mずつの6m、路肩が0.5mずつ、歩道が片側で2m確保されています。全幅員で10.25mで概成されており、交通機能は、歩行者を含め十分な機能を有しているという区間です。

この図が、昨年度県で実施した都市計画基礎調査の資料です。平成20年から平成27年の二ツ井地区の開発行為の箇所図になります。主に一般住宅の開発行為がありますがけれども、駅の南側に二ツ井小学校、あとは二ツ井庁舎等があり、かつ県道も整備されているため、主に駅の南側の市街化が進められているというような状況です。

このようなことから、議案書1-3ページの総括図になりますがけれども、都市計画道路荷上場線の一部区間について、円滑で安全な交通が図られるよう新たなバイパス計画が示されたこと、また、用途地域外の区間沿線については、都市的土地利用の拡大の可能性は低いと判断されることから、当該路線の起点の位置を用途地域縁辺部に変更し、延長を減じようとするものです。

次に、議案書1-2ページの変更対照表です。起点の位置を町館から寺ノ下に変更しています。主な経過地も、中島から沼尻に変更しています。延長も2,130mから1,040mに変更しています。また、JR奥羽本線と立体交差という記載を削除しています。

最後に、今回の都市計画変更のスケジュールについてご説明します。今回の都市計画変更に関する説明会は、平成27年10月14日に県山本地域振興局と県都市計画課が合同で、事業説明及び今回の都市計画の変更案について説明しています。出席者は34名でした。この説明会において、新たなバイパスルート及び都市計画変更が了承されています。その後、地元の能代市に今回の変更案に対する意見聴取を実施し、能代市からは本案で異存ない旨の回答を得ています。これを受けて、平成28年1月26日から2月9日まで、法定の2週間縦覧を実施したところ、意見書の提出はありませんでした。これらの手続きを経て、本日の審議会への付議となっています。

ご審議、よろしくお願ひします。

#### ○山口会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対して、何かご意見、あるいはご質問等ありますでしょうか。

私から一点だけ確認したいのですが、議案書1-2の新旧対照表のご説明で、変更前はJRと立体交差だったものが変更後はこれが削除されるということでしたが、これはJRとの関係はどうなるんですか。平面交差ですか。

#### ○近藤幹事

既存の計画では、JRの下を荷上場線が通っています。今回の変更は、起点となる用途地域の境がJRの敷地の内側になりまして、その点の協議もJRとしています。JRからは、都市計画道路から外すことについて、了解を得られています。

#### ○山口会長

いずれにせよアンダーで通ることですか。

#### ○近藤幹事

現在、アンダーで通っています。

#### ○山口会長

現在通っていて、そのままですか。

#### ○近藤幹事

そのままです。

**○山口会長**

そうですか。ありがとうございます。  
はい、渡邊委員ですね、お願いします。

**○渡邊代理委員**

国交省の渡邊でございます。

荷上場線のうち、国道7号の北側が廃止されるということですよ。それで、その理由が新たにバイパスを計画されているからということですが、要するに従前のルートは今回廃止して、新しいバイパスのルートをいつかの時点で都市計画決定されるということでしょうか。

**○近藤幹事**

本来であれば、二通りの考え方があるかと思います。ひとつは、新しいルートが決まっていますので、そちらのルートを新たに都市計画決定するというのと、もうひとつは今回のように廃止するという、二通りあるかと思いますが、藤里町が都市計画を有していないこともあって、かつ、用途地域の外側の路線となりますので、今回は廃止という選択をさせていただきました。

**○山口会長**

いかがでしょうか。

**○渡邊代理委員**

そうしますと、用途地域を持っていないところに新しいルートを作ることになりますと、新しいバイパスルートは、いずれにしても新たに都市計画決定するというかたちにはならないと思ってよろしいでしょうか。

**○近藤幹事**

そうです。要は、都市計画決定をして収用するという手段も取れますけれども、今回地元で説明をしたところ賛成の方が大多数なものですから、そこまでする必要もないだろうという判断もありまして、今回は廃止というかたちにさせていただきました。

**○渡邊代理委員**

沿線の方は、今回は単なる路線の廃止ではなくて、将来的なバイパス計画を織り込み済みだということを既にご理解いただいたうえでの計画だということですね。

**○近藤幹事**

そうです。

**○渡邊代理委員**

はい、分かりました。

**○山口会長**

ありがとうございます。  
はい、大塚委員。

**○大塚委員**

ちょっと確認なんですけれども、最初の方で話された荷上場の話です。奥羽本線の北側から二ツ井方面のルートで、起点が藤里町で終点が二ツ井町の中だったものが、変更されて奥羽本線から二ツ井の市街までのルートになるということがひとつと、今言われた斜面のある、それから川に囲まれたところを廃止してバイパスを作ることのふたつをお

話されたわけですよね。違うんでしょうか。

**○近藤幹事**

今回の都市計画道路を廃止する起因となるものが、新たなバイパス計画になっているというご説明です。

**○大塚委員**

それで変更ということですね。

**○近藤幹事**

そういうことです。

**○大塚委員**

そうすると、旧ルートは完全に通行止めにしてしまって使用しなくなるということになりますか。

**○近藤幹事**

バイパスが完成した後は、現在の県道は能代市の市道に移管する予定で現在進めています。したがって、能代市の方で、例えば法面の崩壊のおそれがあるということになると、通行止めということも考えていくことになると思っています。

**○大塚委員**

それでは、通行止めにするのではなくて引き続き使うということになりますか。

**○近藤幹事**

少なくとも、バイパスが完成するまでは引き続き現道として通行することになります。

**○大塚委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○山口会長**

ありがとうございます。

私も少し気になっているんですが、もしも通行止めにするようになる場合に、接道義務との関係は大丈夫ですか。

**○近藤幹事**

バイパスは、当然既存の県道にも接続するかたちになります。その完成後、旧道の区間が危険箇所なのかという判断も含めて、家屋があれば当然そこを通行止めにするわけにはいきませんので、そのようなことを考慮しながらということになるかと思います。

**○山口会長**

そうですね。その場合の通行止めというのは恒久的に通行止めという意味なのか、一時的に通行止めという意味なのか、どうなのでしょう。

**○近藤幹事**

その判断は、これからの法面の状況などを見ながらということになるかと思います。

**○山口会長**

そうですね。あとは建築基準法との関係で、通行止めであっても、これは道路法の道路として接道義務としては大丈夫なわけですね。

## ○近藤幹事

大丈夫です。

## ○山口会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員の皆さんからご質問をいただいて、皆さんもなるほどと理解されたと思います。それでは議案第1号についての採決をしたいと思います。

本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。それでは、本議案については原案のとおり可決いたします。

### (4) 議案第2号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく施設の敷地の位置の決定について

## ○山口会長

それでは続きまして、「議案第2号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明してください。

## ○亀山幹事

秋田県建築住宅課亀山と申します。よろしく申し上げます。

議案第2号の説明に先だちまして、産業廃棄物処理法の事務を取り扱う環境部局と建築基準法の事務を取り扱う建設部局の連携体制、及び建設部局で審査する範囲についてご説明させていただきます。

はじめに、連携についてですが、以前は環境部局が事前協議を必要とする施設について連携体制を構築していました。ですが、リサイクルの徹底が求められる中で、リサイクル施設が都市計画区域内において増加することが予想されます。そこで、平成28年3月以降は、事前協議が不要な施設についても、各地域振興局の環境部局で設置許可申請を受理したときに、各地域振興局の建設部局に情報提供を行い、環境部局と建設部局が足並みをそろえて許可を行う体制にしています。

次に、建設部局で審査する範囲です。スクリーンのオレンジの部分ですが、そこにあります判断要件についてです。「1. 都市計画との整合性の確認」、「2. 敷地の周辺状況の確認」、「3. 環境部局で事前協議等が行われているかの確認」になります。したがって、本審議会においては、判断要件についてご説明させていただきます。

それでは、議案第2号についてご説明します。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の事案です。申請地は、大仙市花館字常保寺113外、大仙市の都市計画区域内にありまして、現在中古タイヤ販売施設となっています。その施設に破砕機を導入して、廃タイヤをタイヤチップにする廃棄物処理施設として業務を行うにあたり、許可を必要とするものです。

続いて、議案書2-4にもありますが、秋田県都市計画審議会に付議された理由についてご説明します。本件処理施設は、破砕機の能力が一時間当たり3トンで、実作業時間が8時間であることから、一日当たり24トンの処理能力を有する廃タイヤの処理施設となります。

次に、51条の位置制限をなぜ受けるのかということですが、建築基準法第51条の規定では、都市計画区域内における卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は位置の制限を受けることになっています。ここでいうその他政令で定めるとは、建築基準法施行令第130条の2の2を指します。

建築基準法施行令第130条の2の2第二号イでは、廃棄物処理法施行令第7条第7号

に示す廃プラスチック類の破碎施設は、廃棄物処理施設に該当としています。本件処理施設は、一日当たり24トンの処理能力を有する廃タイヤの処理施設であるため、廃棄物処理法施行令第7条第7号に規定する一日当たりの処理能力が5トンを超えていることから、産業廃棄物処理施設に該当するというので、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。

続いて、都市計画区域内の産業廃棄物処理施設は、都市計画で位置が決定しているか、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得るか、又は、建築基準法施行令で定める規模としなければならないものと規定されています。本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、また、建築基準法施行令で定める規模についても、1号から6号に該当する項目がないことから、建築基準法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。

次に、廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、秋田県都市計画審議会の議を経ることが必要となります。以上のことから、許可申請後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議させていただくものです。

続いて、建築基準法第51条ただし書きの許可の概要についてご説明します。議案書2-4、参考①ですが、51条ただし書には、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内で新築し、若しくは増築する場合においてはこの限りでないとしています。本日は、スクリーンに示しております②、③には該当しないことから、①の51条の許可を得るということとなります。その際の判断基準ですが、判断の要件として挙げています「都市計画との整合性」、「敷地の周辺状況」及び「環境部局の事前協議等の完了」の3点があります。

続いて、許可の各判断要件についての適合状況をご説明します。はじめに、都市計画との整合性についてです。大仙市都市計画マスタープランにおいて、国道105号沿道については、開発を許容するエリアと農地を保全すべきエリアを明確にして、計画的な土地利用に努めることされています。申請地は従前より申請者の商用地として利用されており、大仙市から、都市計画上の利用方針との整合性について支障ないとの意見をいただいております。

次に、敷地の周辺状況についてですが、前面道路幅員が13mで大型車両通行に支障がないこと、及び議案書2-9にもありますが、敷地から100mの範囲内に教育文化施設、医療施設、及び福祉施設がないことから、要件を満たしています。

最後に、環境部局との事前協議等の完了ですが、環境部局では廃棄物処理法の許可申請を平成28年3月15日に受理しており、廃棄物処理法上支障ないものと認め、4月12日付けで許可をしています。以上のことから、判断要件については適合するものと判断しています。

ここで、議案書2-8の敷地の位置と都市計画についてご説明します。敷地は大仙市花館字常保寺で、国道105号沿線に位置しています。また、大曲都市計画の準工業地域に位置しています。

次に、敷地の周辺状況についてご説明します。敷地の北西側は田園が広がっています。また、敷地の南東側は国道105号があります。敷地の北東側には戸建ての貸家住宅、アパートが1棟あります。敷地の南西側はJA秋田おばこ花き集出荷センターがあります。

次に、施設配置についてご説明します。議案書は2-11になります。敷地の入り口付近には、既存の事務所が1棟あります。今回は、敷地の奥に破碎機を配置し、破碎機を収納する鉄骨造平屋、面積が162㎡の建屋を建築する計画になっています。建屋については、議案書2-12及び2-13で、平面図、立面図、断面図を掲載しています。スクリーンの写真ですが、上が敷地内から国道105号への出入口を撮影したもの、下が国道105号側の出入口付近を撮影したのになっています。

最後に、廃タイヤの破碎フローについてご説明します。受け入れた廃タイヤを検量、検収して、集積場に荷卸します。荷卸した廃タイヤをタイヤの大きさごとに選別し、集積します。次に、破碎機で背割りに2分割し、さらに32又は16分割して、最終的には20

c mから30cmのタイヤチップにします。タイヤチップは、建屋内で保管、若しくは搬出して再利用会社に出荷します。なお、廃棄物処理法についてですが、環境部局では、立地に関する基準、構造に関する基準、維持管理に関する基準、及び会社の能力に関する基準について審査をし、4月12日付けで許可されています。

議案第2号についての説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○山口会長

ありがとうございました。

本件は、既に環境部局で事前の協議が整っていて、環境的なチェックはしているということで、それを本審議会では都市計画的観点からどうかということで、基本的なとらえ方は事務局の方で説明していただきました。この審議会の中で何か質問なりご意見等があれば出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、渡邊委員ですね、お願いします。

#### ○渡邊代理委員

もともと古タイヤを取り扱うビジネスをされていて、今回は、タイヤの破砕という環境負荷がかかる作業が加わるということなんですね。それで、ちょっと細かな話かもしれませんが、議案書2-6に廃棄物の搬入時間という項目があります。朝8時から16時半までとして、17時までに片付け作業を完了すると。おそらく、そのタイヤを積んだトラックの出入りについての時間規制だと思うんですが、一方で、今注目しているタイヤの破砕をする機械が稼働する時間というのは、言ってみればこの許可申請の範ちゅうになるのか、範ちゅう外であって、これとは別に、何か外枠のルールや運用みたいなものがこの後控えているとかいないとか、そのあたりを教えていただければと思います。

#### ○山口会長

事務局、分かりますか。

#### ○鈴木建築住宅課主査（秋田県）

県建築住宅課の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

ご質問があった機械の稼働時間ですけれども、こちらについても廃棄物処理法の許可申請の中で、搬入時間と同様の程度であると聞いています。よって、6時とか、そういう遅い時間に音がするという事はないと思っています。

#### ○山口会長

渡邊委員、どうぞ。

#### ○渡邊代理委員

そういう意味では、例えば騒音、振動の測定値とかは丁寧に書かれているんですが、今ご説明のあった機械自体の稼働時間も、ある意味ここで位置付けたらよろしいような気もするんですけれども、それはいかがなものでしょうか。

#### ○山口会長

はい、どうぞ。

#### ○鈴木建築住宅課主査（秋田県）

廃棄物処理法の許可申請の中で、稼働時間までは確認していなかったもので、申し訳ありません。稼働時間も大事な要素ですので、もし書いていなかったとすれば、その点については環境部局の方に伝えたいと思います。

**○渡邊代理委員**

分かりました。

**○山口会長**

今の渡邊委員のお話は、この事業計画概要書にそういう記載もして、計画書としてチェックした方がいいのではないかという、そういう積極的なご意見ですね。

**○渡邊代理委員**

そうですね。

**○山口会長**

そういう意味ですね。

**○渡邊代理委員**

今回のポイントが、タイヤの破砕機の稼働に関わる環境負荷だとすれば、その騒音、振動のことは書かれていて、実際にそれが周辺の環境に与えている時間的なものですね。搬入時間の方は丁寧に書かれているものですから、そうであれば、早朝はやらないとか夜はやらないとか、むしろ破砕機の稼働時間の方も書いたらどうなのかなと、そういう素朴な質問でした。

**○亀山幹事**

今の件については環境部局の方に伝えまして、私の方で確認します。

**○山口会長**

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
はい、沼谷委員ですね。

**○沼谷委員**

私も一点だけ。破砕機を導入して破砕処理をするときに、有償でタイヤを購入して、その有償のものを破砕する場合であれば、これは廃棄物に該当するのかもしれないのかということと、無償のものであればまさに価値のない廃棄物という扱いになるのかなとも思ったんですけども、そこを一点確認させていただければと。

**○鈴木建築住宅課主査（秋田県）**

環境部局の方に、なぜ今回産業廃棄物処理施設になるのかということを確認したところ、基本的に、タイヤが売れるタイヤなのか売れないタイヤなのかというところで、廃タイヤなのかそれとも有価物なのかを判断するということでした。今回は、申請者から売れないようなかなり劣化した廃タイヤを破砕するということでしたので、産業廃棄物にあたるという判断をしていると聞いています。

**○沼谷委員**

そうしますと、売れない価値のないものを引き取って、それを破砕するので廃棄物の処理にあたるということだと思いますが、有償で引き取るものもあれば無償で引き取るものもあって、現場では実際には両方あり得るんだと思いますね。今後こういったリサイクルですか、廃棄物とか廃タイヤとかの需要があって伸びてくるようなことがあるとすれば、その判断というのは、各市町村なりで統一的な基準のようなものは持っているのでしょうか。

**○山口会長**

事務局、お願いします。

### ○鈴木建築住宅課主査（秋田県）

県の福祉環境部、保健所で産業廃棄物についての判断をしており、そちらの方では統一的に取り扱っています。あとは、秋田市の保健所でも産業廃棄物処理法を取り扱っていると思います。そちらはちょっと確認していませんが、おそらく同じような取扱いだと思います。

### ○山口会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

本件もいろいろご質問がありました。特段の異議等はなかったのではないかと理解しました。この質疑を基にして、議案第2号についての採決をしたいと思います。

本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。それでは、本議案については原案のとおり可決いたします。

## （5）議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく施設の敷地の位置の決定について

### ○山口会長

続きまして、本日議案の最後、「議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明をお願いします。

### ○近藤幹事

議案第3号につきましては、特定行政庁である秋田市長からの付議議案ですので、秋田県都市計画審議会運営規程第7条の規定に基づき、会長のご承認をいただいた上で、秋田市の担当職員に説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### ○山口会長

はい、結構です。お願いします。

### ○古田建築住宅課主席主査（秋田市）

秋田市建築指導課の古田と申します。

それでは、議案第3号、秋田協同清掃七曲工場に関する建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置についてご説明します。

本案件は産業廃棄物処理施設の処理量の変更に伴うものですが、環境関連事項については、秋田市廃棄物処理施設の処置および維持管理に関する指導要綱に基づき、廃棄物処理施設設置等事前協議書が、平成28年1月7日に秋田市廃棄物対策課に提出され、平成28年2月25日に事前協議完了通知書が発行されています。事前協議書の添付書類の事業計画書と生活環境調査書を基に、廃棄物処理にかかわる飛散物について、汚染物質について、悪臭について、騒音・振動等、各項目について問題のないことを確認をしています。

立地に関する周辺の同意についてですが、今回建設地が都市計画法上の工業専用地域であることから、秋田市の廃棄物処理施設の立地に関する基準では住民の同意書は不要とされていることと、また、敷地の周囲に住宅等もないことから、住民同意及び住民説明などは特に行っていません。

議案書3-7ページをご覧ください。本敷地は、秋田駅を中心として見たときに、秋田市の東南側、河辺側に位置し、日本海沿岸東北自動車道秋田空港インターチェンジから東へ約2kmのところにある七曲工業団地内にあります。所在地は、秋田市河辺戸島字七曲台120-95です。七曲工業団地は、都市計画法上の工業専用地域に定められています。

続きまして、付議理由書についてご説明します。議案書では3-5ページになります。

本処理施設は、一日8時間当たり4.8トンの処理能力を有する廃プラスチックの破碎処理施設で、その上屋及び破碎機は、平成21年に完成し、廃プラスチック及び木くずを破碎し、RPF成型施設として現在も稼働中です。このたび、この施設を一日12時間稼働させることにより、一日当たりの処理能力を増強しようとするものです。

今まで一日8時間当たりの処理能力について、建築基準法の廃棄物処理量6トン以下であること、廃棄物処理法に基づく処理能力5トン以下であること、いずれも下回っていたために許可が不要であったものですが、このたび12時間稼働させることにより、そのどちらの規制値も上回ることから許可申請がなされたものです。

付議理由書の4、5についてです。廃棄物処理施設について、建築基準法第51条では、都市計画で位置が決定しているか、政令で定める規模としなければならないとなっています。本施設はどちらにも該当しないため、建築基準法第51条ただし書に基づく許可申請が提出されたものです。また、廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは県であることから、このたび秋田県都市計画審議会の議を経ることとなりました。

続きまして、こちらの施設について説明します。議案書では3-10ページ以降に図面を載せています。スクリーンをご覧ください。施設の位置は、先程もお話ししたとおり秋田市河辺戸島の七曲工業団地内にあります。

敷地に入っただけのところに事務所があります。青い屋根のところは破碎施設となっています。画面左側が施設の入口となります。搬入された廃棄物は施設東側、画面上部のBの保管場所に置かれ、その後施設中央のCの破碎機により破碎され、そのままRPFとして圧縮固化されます。成型されたものは、施設西側、画面上Dの部分において、冷却後保管されます。最終的に破碎圧縮固化されたものは、フレコンパックに梱包し取引先へ売却されます。廃棄物の搬入は1日5台程度で、成形品であるRPFの搬出は一週間に1回程度となっています。処理数量を増加することになりますが、搬入搬出のトラック台数は、現時点では変わらない予定です。

実際に現地に行き、作業状況を見てきましたが、臭いは特になく、内部での作業音についても、施設の外に出ると特に気にならないものでした。破碎するものは廃プラスチックのため、悪臭等は特にありません。汚染水は基本的に発生しないものですが、清掃時に洗浄した際の汚水の流出防止として床全面がコンクリート舗装となっています。地下浸透しない施設構造となっています。

最後に、都市計画との整合性と周辺環境への影響についてご説明します。繰り返しますが、施設位置は七曲工業団地という工場集積地であり、都市計画法上最も適している工業専用地域となっています。敷地の周囲には学校、通学路、福祉施設等はありません。前面道路の幅員は15mあり、大型車両の通行にも支障がなく渋滞等の要因も考えられません。

したがって、本案件は都市計画との整合性に問題なく、周辺環境に与える影響は少ないものと考えられます。

以上で本案件のご説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

## ○山口会長

ありがとうございました。議案第2号と似たような議論になると思いますけれども、皆さんの中で、ただ今の説明に対してご質問やご意見等あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、渡邊委員お願いします。

## ○渡邊代理委員

感想めいた話ですが、ご説明のとおり工業専用地域で、しかも既に同じ生業をされていて、ボリュームが5トン以上をオーバーするので、ということなんですね。

## ○古田建築住宅課主席主査（秋田市）

はい。

**○渡邊代理委員**

ですけれども、都市計画の手續上は、例え工業専用地域の中であっても免除されるものではなくて、同じようなこういう手続きをとらなければいけないということなんですね。

**○古田建築住宅課主席主査（秋田市）**

はい。

**○渡邊代理委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○山口会長**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

本件の適否とは直接関係しないと思いますが、環境部局と都市計画部局とで5トンと6トンという違いがありましたよね。あれはどうして違いが出たのか分かりますか。

**○古田建築住宅課主席主査（秋田市）**

廃棄物処理法施行令第7条第7号に規定する施設は、1日当たりの処理能力が5トンとなっています。一方で、建築基準法第51条の関連からしますと、基本的には廃棄物処理法を準用することになってはいますが、建築基準法施行令第130条の2の3第3号で、工業専用地域においては緩和規定を設けていまして、工業専用地域であれば6トンまで緩和されることになっています。

**○山口会長**

用途地域によって変わってくるんですか。

**○古田建築住宅課主席主査（秋田市）**

そうです。

**○山口会長**

なるほど。よく分かりました。ありがとうございます。他に皆さんの中でいかがでしょうか。

特段ないようですので、議案第3号についての採決をしたいと思います。

本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。それでは、本議案については原案のとおり可決いたします。

以上をもちまして、本日の議事の審議はすべて終了しました。その他、事務局から何かありますか。

**○近藤幹事**

特にはありません。

**○山口会長**

皆さんの中から何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもちまして、第174回の審議会を閉じたいと思います。皆さま、ご協力ありがとうございました。